

「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」 をご活用ください！



～「いつも」のつきあいが「もしも」に生きる～

近年多発する大きな災害による被害の状況を目の当たりにし、地域住民どうしのつながりや、絆づくりの大切さを誰もが再認識したところです。

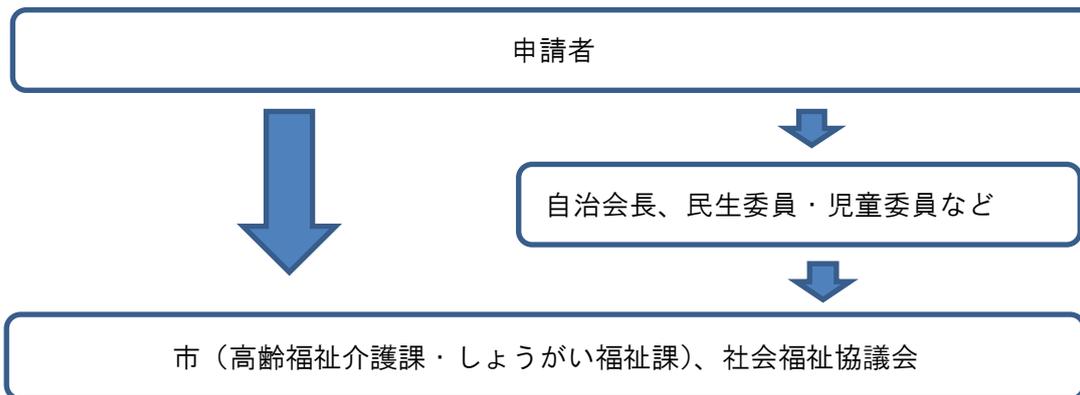
特に、お年寄りや体の不自由な人の避難支援や安全確保のために、身近な人が声をかけ合い、協力して行動する「支えあいの体制」は大変重要です。

この制度は、ひとり暮らしの高齢者やしょうがいのある人などから申出を受け、自治会や防災組織、民生委員・児童委員の皆さんによる支援体制をつくるとともに、市と社会福祉協議会が必要な情報を共有するものです。

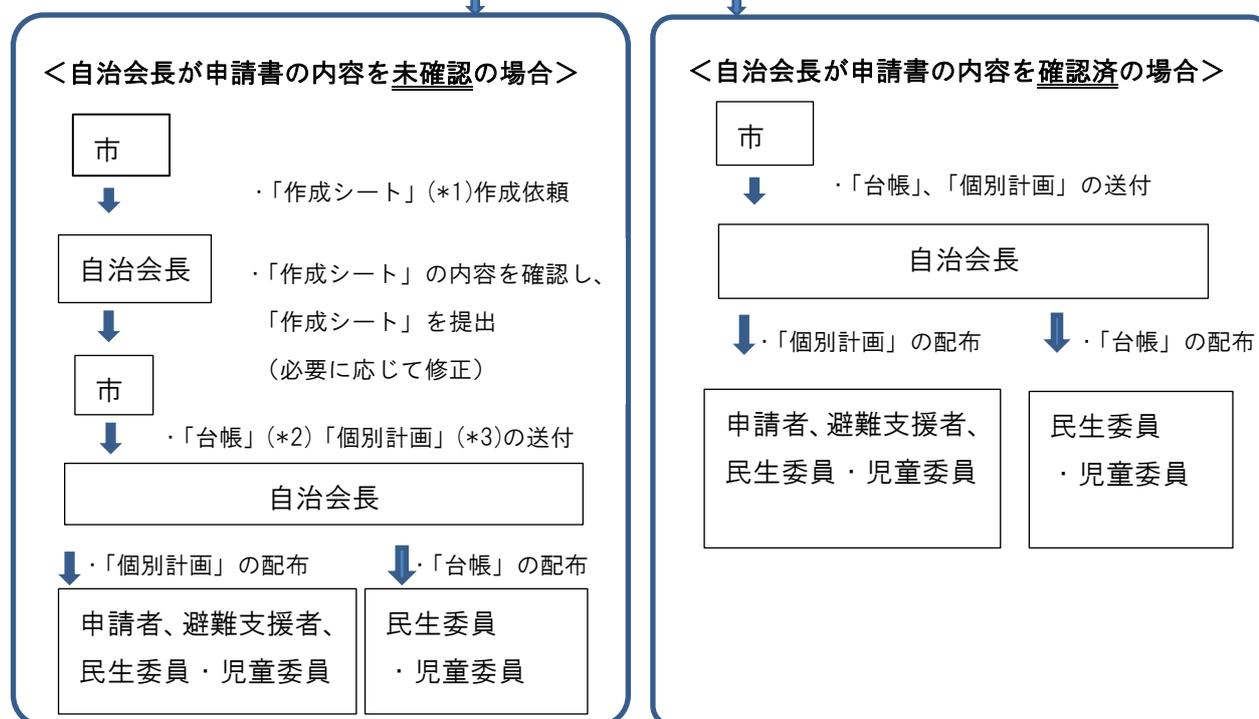
この制度を地域防災・避難支援のためのひとつの手法として利活用いただくこと、また、日ごろから地域における見守りを行うことを通じて、支えあいの関係性が築かれ、災害時のスムーズな避難行動につながることを願っています。

4 登録手続の流れ

<① 申請書の提出>



<② 申請書提出後>



申請いただいた人の情報が制度に登録され、関係者がその情報を共有します。

*1 「作成シート」

「長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）」を作成するために、自治会でその内容を検討していただくためのシートです。

*2 「台帳」（「災害時要配慮者登録申請者台帳」）

制度登録者の基本情報（名前、住所、電話番号及び一時避難場所等）を記載したもので、自治会ごとに作成します。

*3 「個別計画」（「長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）」）

制度登録者の基本情報及びその支援者の情報に加え、災害時に避難支援をするにあたって気を付けるべきことや、日ごろ見守る方法などを記載したものです。登録者一人ひとりに対して作成します。

5 よくあるご質問

質問① 避難支援者・見守り支援者の役割とは何ですか。

回答 制度登録者に対して日ごろから見守りを行い、災害が発生するおそれのある時や発生した時などに、避難情報を伝えたり、安否確認や一緒に避難するなどの支援を行ったりします。なお、災害時には地域の支援者も被災者です。支援者は自らの安全、家族等の安全を確保したうえで、可能な範囲で支援をしていただくことになります。避難支援活動に法的な責任や義務を負うものではありません。

質問② 制度に登録すると、必ず避難支援（避難誘導など）をしてもらえるのですか。

回答 災害の規模や状況によりますので、必ずしも避難支援者等からの支援を受けられるとは限りません。自分の身は自分で守る（自助）意識をもって、日ごろから近所の人とコミュニケーションを図るとともに、避難訓練への参加や防災用品等の準備など、災害時への備えをしておくことが大切です。

質問③ 避難支援者・見守り支援者は必ず選定しないといけないのですか。

回答 登録申請の際には、避難支援者3人、見守り支援者3人を選定していただきます。避難支援者・見守り支援者になっていただく方の、住所、氏名、連絡先等が自治会や民生委員・児童委員に伝えられることについて説明していただき、同意を得て記載ください。なお、支援者を選定できない場合も制度への登録は可能ですが、より効果的な支援体制をつくるため、登録後も引き続き地域の方々とのご相談などをお願いします。

質問④ 個人情報はどこに提供するのですか。

回答 制度に登録されましたら、登録情報を自治会長、民生委員・児童委員、避難支援者及び社会福祉協議会へ提供します。この情報は、平常時は地域での見守り、また、災害時には避難支援などに活用します。

質問⑤ 転居や施設に入所したときなどの場合はどうすればよいですか。

回答 転居や施設入所等により登録が必要でなくなった場合、その他登録内容に変更が生じた場合は、市高齢福祉介護課までご連絡ください。なお、連絡がない場合であっても、変更があったと確認できる場合には、登録の修正や削除を行うことがあります。

6 「避難支援・見守り支えあい制度」出前講座

制度について詳しくお話しさせていただきます。ぜひご利用ください。

講座内容	申込先
制度の内容・登録方法など	長浜市社会福祉課 (Tel 6 5 - 6 5 3 6)
制度の活用方法など	長浜市社会福祉協議会地域福祉課 (Tel 6 2 - 1 8 0 4)

※市と社会福祉協議会の合同開催も可能ですので、ご相談ください。

7 問い合わせ先

- ・制度の内容等について：
長浜市社会福祉課（長浜市役所本庁舎1階 Tel 6 5 - 6 5 3 6）
- ・制度への登録方法等について：
長浜市高齢福祉介護課（長浜市役所本庁舎1階 Tel 6 5 - 7 7 8 9）